

令和4年 4月 12日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援について（依頼）

平素より産業保健活動の推進に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、別添のとおり、厚生労働省健康局がん・疾病対策課より、日本医師会宛に、その周知について協力依頼がありました。

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の一部が改正された件につきましては既に令和4年4月4日付日医発第103号にて、既にご連絡しているところでございます。

アレルギー疾患を有する者は、症状の悪化や治療のための通院や入院のため休職等を余儀なくされ、時には職場等において、適切な理解、支援が得られず、長期にわたり生活の質を著しく損なうことがあります。また、アレルギー疾患を有する者の保護者においては定期的な通院の付き添いやアレルギー除去食の準備に時間がかかるなどといった理由から仕事が制限されるケースもあります。

これらの状況を鑑み、厚生労働省において、「アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）を作成し、ウェブサイト「アレルギーポータル」において公開しているところです。

治療と仕事の両立支援につきましては、働き方改革の重要なテーマの一つとして位置づけられており、治療と仕事の両立支援を推進する観点から、本マニュアルを御活用いただきますよう、会員への周知方につきまして、特段のご高配を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

- アレルギー疾患・関節リウマチに罹患した労働者と患者の養育者に対する治療と就労の両立支援マニュアル（掲載 URL）

https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf

- 「アレルギーポータル」URL <https://allergyportal.jp/>

- アレルギー疾患を有する者又はその家族に対する治療と仕事の両立支援について（依頼）
https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko1/2022ken1_148.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下 2 桁、月 2 桁、日 2 桁」を並べた 6 桁の数字です（半角入力）

※事務局：地域医療 1 課 堀田（TEL 06-6763-7012・FAX 06-6766-2875）